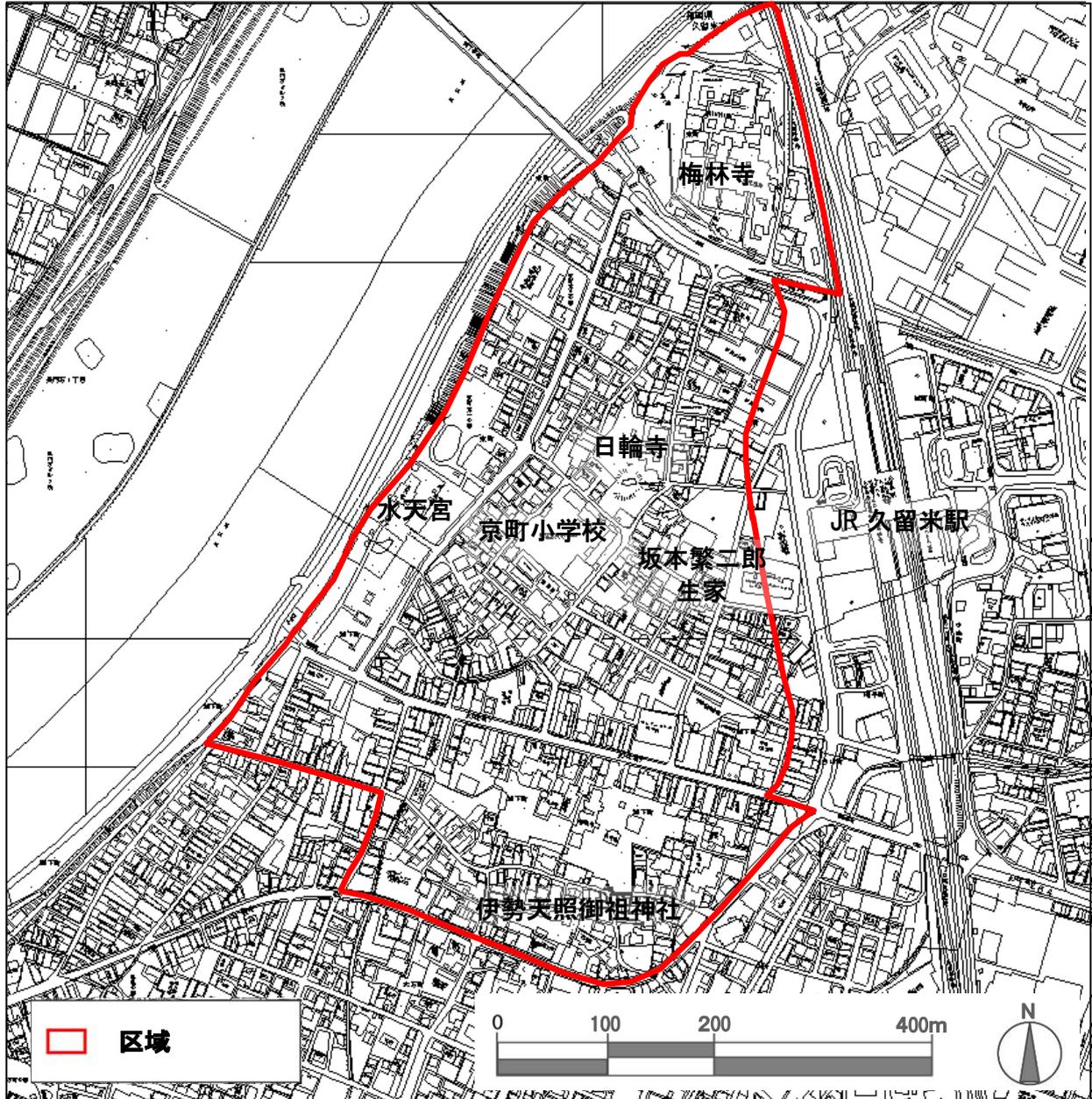


4. 景観重点地区の区域

■地区の区域：京町、瀬下町、大石町、白山町の各一部（約33ha）



5. 届出対象行為

種別		対象規模
建築物	新築、増築、改築又は、移転	延床面積10㎡以上の建築物
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	延床面積10㎡以上の建築物の外観変更に係る部分が各壁面の面積の1/5以上のもの
工作物	新築、増築、改築又は、移転	高さ10m以上の工作物※、 (塀、垣、門、擁壁は高さ2m以上)
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m以上（塀、垣、門、擁壁については高さ2m以上）の工作物の外観変更に係る部分が各面の面積の1/5以上のもの

※ 対象となる工作物は、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫、鉄塔、橋梁、道路付属物、河川管理施設、公園施設、サイン、その他公共の用に供する施設等。